

# 横手市上下水道事業 経営協議会について

令和 8 年 7 月 9 日 上下水道事業経営協議会資料

## 1. はじめに

- 上下水道事業は、市民生活を支える大切なライフラインです。安全な水の供給と生活排水の処理は、家庭での暮らしはもちろん、地域の経済活動や衛生環境の維持に欠かせません。
- 水道事業は、地方公営企業として、主に水道料金収入により運営する独立採算制を基本としています。このため、将来にわたり安定したサービスを継続するためには、経営の健全性を確保しつつ、計画的な事業運営を行うことが必要です。また、経営の視点だけでなく、実際にサービスを利用される市民の視点も含めた幅広い検討が不可欠です。

**上下水道事業を将来にわたって安定して続けていくために、経営面と利用者の両面から意見をいただく場が経営協議会です**

## 2. 協議会の位置づけ

- 本協議会は、条例に基づく管理者の附属機関です。
- 管理者の諮問等に応じて必要な事項を調査審議し、答申または意見を具申します。
- 最終的な意思決定を行う機関ではなく、市が事業運営や計画を検討する際の重要な参考となる意見をいただく役割を担います。

【参考 1】横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第8条）

## 3. 主な審議事項

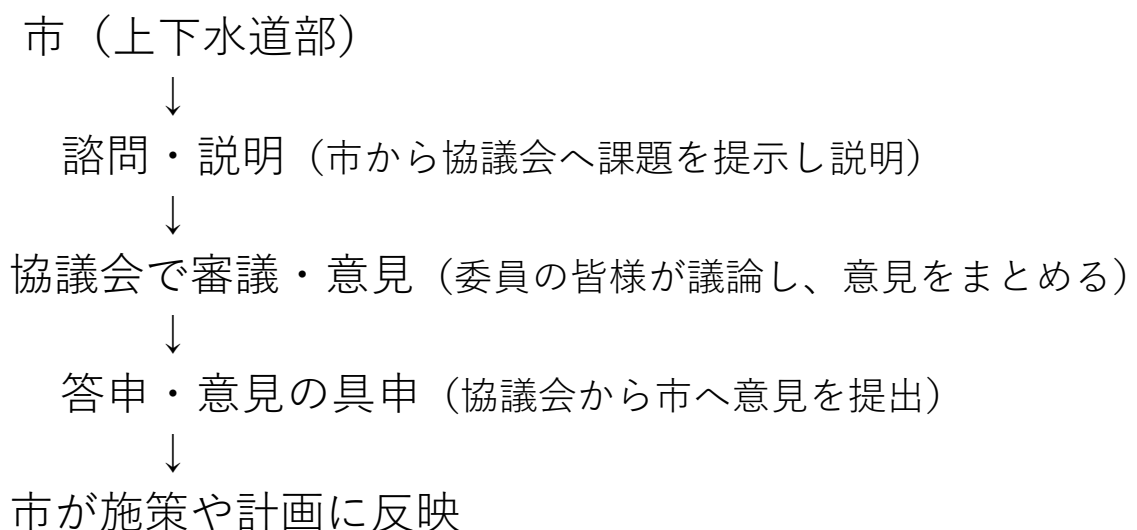
- （1）水道事業計画に関すること
- （2）水道事業経営に関すること
- （3）水道施設整備事業の事前評価及び再評価に関すること
- （4）下水道事業計画に関すること
- （5）下水道事業経営に関すること
- （6）水道料金及び下水道使用料に関すること
- （7）その他、水道事業及び下水道事業に必要な事項に関すること

【参考 2】横手市上下水道事業経営協議会規程（第3条）

## 4. 協議会の役割と流れ

- 協議会は、提示された資料や説明内容について、疑問点を確認し、課題や懸念を共有し、より良い方向性につながる意見を述べていただく重要な場です。
- そして、協議会としての考えを答申や意見として市に示す役割を担っています。
- その内容は、市が今後の事業運営や計画を検討する際の重要な参考となります。

### 【イメージ】



## 5. 委員の役割

- 委員の皆様には、説明を受けるだけでなく、協議会の一員として積極的に疑問点を確認し、課題や懸念を共有し、よりよい方向性につながる意見を述べていただくことが求められます。
- 上下水道事業の専門知識がなくても、生活実感や利用者としての感覚に基づいたご意見を述べていただくことが、事業運営にとって大きな意義があります。

## 6. 委員に期待される主な視点

委員の皆様には、専門知識の有無にかかわらず、次のような視点を参考にご意見をいただくことを期待しています。

- (1) 将来にわたって安定した事業運営ができるか
- (2) 市民や利用者にとって理解しやすく、納得しやすい内容となっているか
- (3) 負担とサービスのバランスが適切に考えられているか
- (4) 市民生活への影響や受け止め方に配慮されているか

## 7. おわりに

- 委員の皆様からいただくご意見は、横手市の水道事業及び下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくための大切な参考となります。
- 専門知識の有無にかかわらず、それぞれの経験や生活実感に基づいた率直なご意見をいただくことが、協議会の重要な役割につながります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【参考 1】

○横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 312 号

（横手市上下水道事業経営協議会）

第 8 条 上下水道事業の経営に関し、必要な事項について調査審議し、答申し、または意見を具申するため、法第 14 条の規定に基づき、管理者の附属機関として横手市上下水道事業経営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、学識経験者、住民の代表者その他管理者が必要と認める者のうちから、管理者が任命し、又は委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

## 【参考 2】

○横手市上下水道事業経営協議会規程

平成 27 年 11 月 20 日

上下水道事業管理規程第 5 号

改正 令和 6 年 6 月 13 日上下水管規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年横手市条例第 312 号）第 8 条の規定による横手市上下水道事業経営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第 3 条 協議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 水道事業計画に関すること。

(2) 水道事業経営に関すること。

(3) 水道施設整備事業の事前評価及び再評価に関すること。

(4) 下水道事業計画に関すること。

(5) 下水道事業経営に関すること。

(6) 水道料金及び下水道使用料に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか水道事業又は下水道事業に必要な事項に関すること。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、上下水道部経営管理課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月28日から施行する。  
(横手市水道事業経営協議会設置要綱及び横手市下水道事業経営協議会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 横手市水道事業経営協議会設置要綱（平成19年横手市水道事業管理規程第7号）
  - (2) 横手市下水道事業経営協議会設置要綱（平成26年横手市上下水道事業管理規程第3号）

附 則（令和6年6月13日上下水管規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年6月13日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条の規定にかかわらず、管理者が招集するものとする。